

防災基本計画要求内容への対応状況

【防災基本計画（第12編 原子力災害対策編）前文】

- 本編では、原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について記述する。
- 本編は、原子力災害対策の基本となるものである。各主体は想定される全ての事態に対応できるよう対策を講じることとし、不測の事態が発生した場合であっても対処し得よう柔軟な体制を整備するものとする。
- 専門的・技術的事項については、原子力災害対策特別措置法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとする。
- 本編第1章から第3章までの地域防災計画（原子力災害対策編）を策定すべき地域については、上記指針において示されている“原子力災害対策重点区域”を目安として、その自然的、社会的周辺状況等を勘案して定めるものとする。また、国〔内閣府等〕は、地域防災計画（原子力災害対策編）の充実化を支援するものとする。

【項目別の対応状況】

防災基本計画 第12編 原子力災害対策編 第1章 災害予防 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (地方公共団体に関する記載を抜粋)	「川内地域の 緊急時対応」 該当ページ	鹿児島県地域防災計画 (平成25年度版) 第3章 原子力災害事前対策	薩摩川内市地域防災計画 (平成25年度版) 第3章 原子力災害事前対策計画	いちき串木野市(H25.5)、阿久根市(H25.5)、鹿児島市、出水市(H25.6)、日置市、始良市(H25.5)、さつま町、長島町(H25.6)
<p>平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ、国、地方公共団体等は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>国、地方公共団体等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。</p> <p>国及び地方公共団体は、避難場所、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。</p>	P.52-53,58-63	<p>【第3章 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え】</p> <p>(1) 県は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>(2) 県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。</p> <p>(3) 公共用地等の有効活用 県は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。</p>	<p>【第3章 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え】</p> <p>第1 関係機関等との連携強化</p> <p>1 市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>2 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。</p> <p>第2 公共用地等の有効活用 市は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。</p>	<p>いちき串木野市:【第3章 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え】</p> <p>阿久根市:【第3章 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え】</p> <p>鹿児島市:【第3章 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え】</p> <p>出水市:【第3章 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え】</p> <p>日置市:【第3章 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え】</p> <p>始良市:【第3章 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え】</p> <p>さつま町:【第3章 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え】</p> <p>長島町:【第2章 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え】</p>
<p>1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備</p> <p>(1) 情報収集・連絡体制</p> <p>原子力災害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、国、公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、原子力事業者、市町村、都道府県、国その他防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。特に、被災市町村から都道府県への被災状況の報告ができない場合や、被災都道府県から国への被災状況の報告ができない場合を想定し、都道府県及び指定行政機関は、都道府県職員が被災市町村の情報収集のため被災地に赴く場合又は指定行政機関の職員がその所掌事務に係る被災都道府県の情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を、あらかじめ作成するよう努めるものとする。</p> <p>国、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、原子力災害に対し万全を期すため、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また、夜間、休日の場合等においても対応で</p>	P.10-17,20,47-49	<p>【第3章 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 1】</p> <p>(1) 県と関係機関相互の連携体制の確保 県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。 また、被災市町村から県へ被災状況の報告ができない場合には、職員を情報収集のため被災市町村に派遣するとともに、そのような場合に備えて、情報の収集先や連絡方法等について整備しておくものとする。</p> <p>(2) 機動的な情報収集体制 県は、機動的な情報収集活動を行うため、国、薩摩川内市及び関係周辺市町と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。</p> <p>(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定 県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、原子力発電所の状況や薩摩川内市及び関係周辺市町の地域における情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。</p> <p>(4) 非常通信協議会との連携</p>	<p>【第3章 第5節 情報の収集・連絡体制等の整備 第1】</p> <p>1 市と防災関係機関相互の連携体制の確保 市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、関係周辺市町、九州電力、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。</p> <p>2 機動的な情報収集体制 市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。</p> <p>3 情報の収集・連絡に当たる要員の指定 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、原子力発電所の状況や市域における情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の歳暮を図るものとする。</p> <p>4 非常通信協議会との連携 市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。</p> <p>5 移动通信系の活用体制</p>	<p>いちき串木野市:【第3章 第5節 情報の収集・連絡体制等の整備 第1】</p> <p>阿久根市:【第3章 第5節 情報の収集・連絡体制等の整備 1】</p> <p>鹿児島市:【第3章 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 1】</p> <p>出水市:【第3章 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 1】</p> <p>日置市:【第3章 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 第1】</p> <p>始良市:【第3章 第5節 情報の収集・連絡体制等の整備 第1】</p> <p>さつま町:【第3章 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 1】</p> <p>長島町:【第2章 第5節 情報収集・連絡体制の整備 1】</p>

<p>きる体制の整備を図るものとする。</p> <p>地方公共団体は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求められることができる仕組みの構築に努めるものとする。</p> <p>国、指定公共機関及び地方公共団体は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努めるものとする。</p> <p>国、指定公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステム（総合防災情報システム）に集約できるよう努めるものとする。</p> <p>国及び地方公共団体は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、巡視船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）において、それらの情報を活用できる体制を整備するものとする。</p> <p>国、地方公共団体及び原子力事業者は、内閣府の原子力防災専門官、原子力事業者の原子力防災要員（以下「防災要員」という。）等を原子力災害発生場所等において情報の収集・連絡にあたる要員としてあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を図るものとする。</p>		<p>県は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。</p> <p>(5) 移動通信系の活用体制</p> <p>県は、関係機関と連携し、衛星携帯電話、簡易無線局、MCA用無線機、インターネットメール、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。</p> <p>(6) 関係機関等から意見聴取</p> <p>県は、意見聴取・連絡調整等のため、必要に応じて災害対策本部に関係機関等の出席を求められるものとする。</p> <p>・原子力緊急事態の初期の対応段階においては、迅速かつ適切な広報活動を行うため、初動段階の事故情報等に関する中央での記者会見については官邸（内閣官房長官）に一元化。オフサイトセンター（現地）での記者会見については環境副大臣が行う。なお、特に必要とされる場合には、原子力緊急事態即応センター（九州電力本店）において、原子力規制庁（緊急事態対策監）が記者会見を行う。</p> <p>・原子力緊急事態において、防護措置（避難、一時移転、安定剤の服用指示等）が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、鹿児島県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供を実施。</p>	<p>市は、関係機関と連携し、衛星携帯電話、インターネットメール、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話等の整備を図るほか、防災関係機関と連携し、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。</p> <p>6 関係機関等からの意見聴取</p> <p>市は、意見聴取・連絡調整等のため、必要に応じて対策本部に関係機関等の出席を求められるものとする。</p>	
<p>(2) 情報の分析整理</p> <p>国、地方公共団体及び原子力事業者は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるものとする。</p> <p>国（原子力防災会議事務局、原子力規制委員会）は、異なる専門機関に属する専門家間の平常時における交流を促進するために、専門家間のネットワークを構築するように努めるものとする。</p> <p>国、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、平常時より防災関連情報の収集、蓄積に努めるものとする。国等は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努めるものとする。</p>	<p>P.10-17,20,47-49</p>	<p>【第3章 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 2】</p> <p>(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制</p> <p>県は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進</p> <p>県は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び市町村とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。</p> <p>(3) 防災対策上必要とされる資料の整備とオフサイトセンター等への備え付け</p> <p>県は、国、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力その他関係機関と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、常に最新のものとなるよう更新し、災害対策本部室、オフサイトセンターに適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。</p>	<p>【第3章 第5節 情報の収集・連絡体制等の整備 第2】</p> <p>1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制</p> <p>市は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進</p> <p>市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について、防災関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化の推進に努めるものとする。</p>	<p>いちき串木野市：【第3章 第5節 情報の収集・連絡体制等の整備 第2】</p> <p>阿久根市：【第3章 第5節 情報の収集・連絡体制等の整備 2】</p> <p>鹿児島市：【第3章 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 2】</p> <p>出水市：【第3章 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 2】</p> <p>日置市：【第3章 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 第2】</p> <p>始良市：【第3章 第5節 情報の収集・連絡体制等の整備 第2】</p> <p>さつま町：【第3章 第5節 情報の収集・連絡体制等の整備 2】</p> <p>長島町：【第2章 第5節 情報収集・連絡体制の整備 3】</p>
<p>(3) 通信手段の確保</p> <p>国及び都道府県は、緊急時において、国と都道府県、都道府県と市町村の連絡を円滑に行うための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。</p> <p>国及び都道府県は、対策拠点施設と国〔官邸〔内閣官房〕、原子力規制委員会、内閣府〕、都道府県及び市町村との間の専用回線網の整備・維持を図るものとする。</p> <p>原子力規制委員会、内閣府及び地方公共団体は、対策拠点施設に非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器を整備・維持するものとする。</p> <p>国〔原子力規制委員会、内閣府〕及び原子力事業者は、官邸、緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所及び関係指定公共機</p>	<p>P.10-17,20,47-49</p>	<p>【第3章 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 3】</p> <p>県は、国、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡に必要な諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておくものとする。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。</p> <p>(1) 専用回線網の整備</p> <p>ア 国、薩摩川内市及び関係周辺市町との間の専用回線網の整備</p> <p>県は、国と連携し、緊急時における県と国、薩摩川内市及び関係周辺市町との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。</p> <p>イ オフサイトセンターとの間の専用回線網の整備</p>	<p>【第3章 第5節 情報の収集・連絡体制等の整備 第3】</p> <p>市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や防災関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡に必要な諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておくものとする。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前に調整するものとする。</p> <p>1 専用回線網の整備</p> <p>(1) 国、県と市との間の専用回線網の整備</p> <p>県は、国と連携し、緊急時における県と国、市との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。</p> <p>(2) オフサイトセンターとの間の専用回線網の整備</p> <p>市は、オフサイトセンターとの間の通信連絡のための専用回線網</p>	<p>いちき串木野市：【第3章 第5節 情報の収集・連絡体制等の整備 第3】</p> <p>阿久根市：【第3章 第5節 情報の収集・連絡体制等の整備 3】</p> <p>鹿児島市：【第3章 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 3】</p> <p>出水市：【第3章 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 3】</p> <p>日置市：【第3章 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 第3】</p> <p>始良市：【第3章 第5節 情報の収集・連絡体制等の整備 第3】</p> <p>さつま町：【第3章 第6節 情報の収集・連</p>

<p>関との間の円滑な情報連絡を確保するため、各々の拠点間をつなぐテレビ会議システム及び衛星電話の整備を行うものとする。テレビ会議システムについては、地上回線の途絶に備え、衛星回線による伝送経路の多様化を図るなど、通信の信頼性を確保するものとする。</p> <p>国、地方公共団体等は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。</p> <p>国、地方公共団体等は、緊急時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、その整備・運用及び管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無線通信ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。 ・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。 ・画像等の大容量データの通信を可能とするため、国及び地方公共団体等のネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備を図ること。 ・平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向けて、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。 ・非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに、非常用電源設備の耐震性のある堅固な場所への設置等を図ること。 ・移動通信系の運用においては、通信の輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、総務省と事前の調整を実施すること。 ・通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施すること。 ・携帯電話、衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。 ・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等により収集し、迅速かつ的確に原子力災害対策本部に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。 ・日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。 ・日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めること。 ・情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。 	<p>県は、国と連携し、緊急時におけるオフサイトセンター及び代替オフサイトセンターと県 薩摩川内市及び関係周辺市町との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。</p> <p>ウ 九州電力の専用回線網の整備</p> <p>九州電力は、緊急時における原子力発電所と県、薩摩川内市、オフサイトセンター及び代替オフサイトセンター間の通信連絡のための専用回線網の整備、維持に努めるものとする。</p> <p>(2) 通信手段・経路の多様化</p> <p>ア 防災行政無線の確保・活用</p> <p>県は、国、薩摩川内市、関係周辺市町等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図るものとする。</p> <p>イ 災害に強い伝送路の構築</p> <p>県は、国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。</p> <p>ウ 機動性のある緊急通信手段の確保</p> <p>県は、国と連携し、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用にも努めるとともに、必要に応じて、九州総合通信局防災対策推進室長に対し、災害応急措置に係る災害対策用移動通信機器（簡易無線局、MCA用無線機、衛星携帯電話）の借用について要請するものとする。</p> <p>エ 多様な情報収集・伝達システムの整備</p> <p>県は、国の協力のもと、被災現場の状況を迅速に収集するため、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・配信をするための通信網の整備を図るものとする。</p> <p>オ 災害時優先電話等の活用</p> <p>県は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。</p> <p>カ 通信輻輳の防止</p> <p>県は、薩摩川内市、関係周辺市町及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ関係機関の間で運用方法について十分な調整を図った上で、非常時における運用計画を定めておくものとする。</p> <p>キ 非常用電源等の確保</p> <p>県は、薩摩川内市、関係周辺市町及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、耐震性及び浸水に対する対応を考慮した上で、非常用電源設備（補充用燃料を含む）を整備するよう努めるものとする。</p> <p>ク 保守点検の実施</p> <p>県は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。</p>	<p>の維持に努めるものとする。</p> <p>(3) 九州電力との専用回線網の整備</p> <p>九州電力は、緊急時における原子力発電所と市、県、オフサイトセンター及び代替オフサイトセンター間の通信連絡網のため専用回線網の整備、維持に努めるものとする。</p> <p>2 通信手段・経路の多様化</p> <p>(1) 災害に強い伝送路の構築</p> <p>市は、災害に強い伝送路を構築するため、国及び県が行う有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進に協力するものとする。</p> <p>(2) 機動性のある緊急通信手段の確保</p> <p>市は、県と連携し、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用にも努めるものとする。</p> <p>(3) 多様な情報収集・伝達システムの整備</p> <p>市は、国、県が行う、被災現場の状況を迅速に収集するため、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・配信をするための通信網の整備に協力するものとする。</p> <p>(4) 災害時優先電話等の活用</p> <p>市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。</p> <p>(5) 通信輻輳の防止</p> <p>市は、県及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ関係機関の間で運用方法について十分な調整を図った上で、非常時における運用計画を定めておくものとする。</p> <p>(6) 非常用電源等の確保</p> <p>市は、庁舎等が停電した場合に備え、耐震性及び浸水に対する対応を考慮した上で、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備するよう努めるものとする。</p> <p>(7) 保守点検の実施</p> <p>市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。</p>	<p>の維持に努めるものとする。</p> <p>(3) 九州電力との専用回線網の整備</p> <p>九州電力は、緊急時における原子力発電所と市、県、オフサイトセンター及び代替オフサイトセンター間の通信連絡網のため専用回線網の整備、維持に努めるものとする。</p> <p>2 通信手段・経路の多様化</p> <p>(1) 災害に強い伝送路の構築</p> <p>市は、災害に強い伝送路を構築するため、国及び県が行う有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進に協力するものとする。</p> <p>(2) 機動性のある緊急通信手段の確保</p> <p>市は、県と連携し、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用にも努めるものとする。</p> <p>(3) 多様な情報収集・伝達システムの整備</p> <p>市は、国、県が行う、被災現場の状況を迅速に収集するため、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・配信をするための通信網の整備に協力するものとする。</p> <p>(4) 災害時優先電話等の活用</p> <p>市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。</p> <p>(5) 通信輻輳の防止</p> <p>市は、県及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ関係機関の間で運用方法について十分な調整を図った上で、非常時における運用計画を定めておくものとする。</p> <p>(6) 非常用電源等の確保</p> <p>市は、庁舎等が停電した場合に備え、耐震性及び浸水に対する対応を考慮した上で、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備するよう努めるものとする。</p> <p>(7) 保守点検の実施</p> <p>市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。</p>	<p>絡体制等の整備 3】</p> <p>長島町：【第2章 第5節 情報収集・連絡体制の整備 2】</p>
<p>(4) 各機関の防災体制の整備</p>	<p>-</p>	<p>(国及び原子力事業者において対応)</p>	<p>(国及び原子力事業者において対応)</p>	<p></p>

<p>(5) 職員の体制</p> <p>国, 指定公共機関, 地方公共団体及び原子力事業者は, それぞれの機関において, 実情に応じ, あらかじめ非常参集職員の名簿(衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。)等を含む体制図を作成し, 参集基準, 参集対象者, 連絡経路を明確にしておくなど, 職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際, 地震, 津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により, 防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し, 人材及び防災資機材の確保等において相互の連携を図るものとする。</p> <p>国, 指定公共機関, 地方公共団体及び原子力事業者は, 事態が長期化した場合に備えて職員の動員体制を整備するものとする。</p> <p>国及び地方公共団体は, 応急対策全般への対応力を高めるため, 人材の育成を図るとともに, 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。</p> <p>国, 指定公共機関, 地方公共団体及び原子力事業者は, それぞれの機関の実情を踏まえ, 必要に応じ応急活動のためのマニュアルを策定し, 職員に周知するとともに定期的に訓練を行い, 活動手順, 使用する資機材や装備の使用方法等の習熟, 他の職員, 機関との連携等について徹底を図るものとする。その際, 国は, 地方公共団体等のマニュアル策定を支援するものとする。</p>	<p>P.10-13, 19, 44, 76, 79-83</p>	<p>【第3章 第7節 緊急事態応急体制の整備 1-4】</p> <p>1 警戒本部体制をとるために必要な体制</p> <p>県は, 警戒本部体制をとるべき状況になった場合, 総括危機管理監を本部長とする災害警戒本部を迅速・的確に設置・運営するため, 速やかに職員の非常参集, 情報の収集・連絡が行えるよう, あらかじめ非常参集職員の名簿(携帯電話等非常用通信機器の連絡先を含む)等を作成し, 参集基準や連絡経路を明確にしておくなど, 職員の参集体制の整備を図るものとする。また, マニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。</p> <p>2 災害対策本部体制等の整備</p> <p>(1) 災害対策本部等の整備</p> <p>県は, 対策本部体制をとるべき状況になった場合, 知事を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため, 災害対策本部の設置場所, 職務権限, 本部の組織・所掌事務, 職員の参集配備体制, 本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。現地本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。また, 県は, 迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え, 迅速に意思決定し防護対策の指示を行うための体制, 意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法について, あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(2) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制</p> <p>県は, 警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合, 直ちに国, 薩摩川内市及び関係周辺市町と協力して, オフサイトセンターにおける立ち上げ準備を迅速に行えるよう, 原子力災害合同対策協議会の機能グループへの参画準備等, あらかじめ職員の派遣体制, 必要な資機材等を整備するものとする。</p> <p>(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制</p> <p>県は, 国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際, これに職員を迅速に派遣するため, あらかじめ派遣職員を指定するとともに, オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておくものとする。</p> <p>3 緊急時体制の整備</p> <p>(1) 緊急時体制の整備</p> <p>県は, 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に, 直に対策本部体制から緊急時体制に移行するものとする。</p> <p>(2) オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会の体制</p> <p>県は, 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は, 同法第23条により, 当該原子力緊急事態に関する情報を交換し, それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため, 国, 薩摩川内市, 関係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお, 同協議会はオフサイトセンターに設置することとされている。</p> <p>同協議会は, 国の現地災害対策本部, 県, 薩摩川内市及び関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者, 指定公共機関の代表者及び九州電力の代表者から権限を委任された者から構成され, 原子力安全基盤機構, 放射線医学総合研究所, 日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席する。このため, 県は同協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について, 地域の実情等を勘案し, 原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p> <p>(3) 原子力災害合同対策協議会の機能グループに配置する職員</p>	<p>【第3章 第6節 緊急事態応急体制の整備 第1～第4】</p> <p>第1 警戒本部体制をとるために必要な体制</p> <p>市は, 警戒本部体制をとるべき状況になった場合, 危機管理監を本部長とする災害警戒本部を迅速・的確に設置・運営するため, 速やかに職員の非常参集, 情報の収集・連絡が行えるよう, あらかじめ非常参集職員の名簿(携帯電話等非常用通信機器の連絡先を含む。)等を作成し, 参集基準や連絡経路を明確にしておくなど, 職員の参集体制の整備を図るものとする。また, マニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。</p> <p>第2 災害対策本部体制等の整備</p> <p>1 災害対策本部等の体制整備</p> <p>市は, 災害対策本部体制をとるべき状況になった場合, 市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため, 災害対策本部の設置場所, 職務権限, 本部の組織・所掌事務, 職員の参集配備体制, 本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。現地本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。また, 市は, 迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え, 迅速に意思決定し, 防護対策の指示を行うための体制, 意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方について, あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>2 オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制</p> <p>市は, 警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合, 直ちに国及び県と協力して, オフサイトセンターにおける立ち上げ準備を迅速に行えるよう, 原子力災害現地対策本部の事務局機能グループへの参画準備等, あらかじめ職員の派遣体制, 必要な資機材等を整備するものとする。</p> <p>3 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制</p> <p>市は, 国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際, これに市の職員を迅速に派遣するため, あらかじめ派遣職員を指定するとともに, オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておくものとする。</p> <p>第3 緊急時体制の整備</p> <p>1 緊急時体制の整備</p> <p>市は, 原災法第15条第2項の規定に基づいて, 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合, 対策本部体制を緊急時体制へ移行し, 応急対策が円滑に実施できるよう, 職員の参集, 配備体制を整備するものとする。</p> <p>2 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会の体制</p> <p>市は, 原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発出後は, 同法第23条の規定により, 当該原子力緊急事態に関する情報を交換し, それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため, 国, 県とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお, 同協議会はオフサイトセンターに設置することとされている。同協議会は, 本市のほか, 国の現地災害対策本部, 県及び関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者, 指定公共機関の代表者及び九州電力の代表者から権限を委任された者から構成され, 原子力安全基盤機構, 放射線医学総合研究所, 日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席する。このため, 市は, 同協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について, 原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p> <p>3 原子力災害合同対策協議会の機能グループに配置する職員</p>	<p>いちき串木野市:【第3章 第6節 緊急事態応急体制の整備 第1～第4】</p> <p>阿久根市:【第3章 第6節 緊急事態応急体制の整備 1～4】</p> <p>鹿児島市:【第3章 第7節 緊急事態応急体制の整備 1～4】</p> <p>出水市:【第3章 第7節 緊急事態応急体制の整備 1～4】</p> <p>日置市:【第3章 第7節 緊急事態応急体制の整備 第1～第4】</p> <p>始良市:【第3章 第6節 緊急事態応急体制の整備 第1～第4】</p> <p>さつま町:【第3章 第7節 緊急事態応急体制の整備 1～4】</p> <p>長島町:【第2章 第6節 緊急事態応急体制の整備 1～4】</p>
---	-----------------------------------	--	--	--

		<p>原子力災害合同対策協議会のもとに、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能グループを設け、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、関係機関及び九州電力等のそれぞれの職員を配置することから、県はそれぞれの機能グループに配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p> <p>4 長期化に備えた動員体制の整備</p> <p>(1) 職員の動員体制</p> <p>県は、国、薩摩川内市、関係周辺市町及び関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。</p> <p>(2) 医療関係者の配置</p> <p>県は、長期間における災害対応において、職員の心身の状態を健全に維持するため、保健師、精神科医等の医療関係者の配置を検討する。</p>	<p>原子力災害合同対策協議会のもとにはモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、市民等の避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能グループを設け、国、県、本市、関係周辺市町、関係機関及び九州電力等のそれぞれの職員を配置することから、市はそれぞれの機能グループに配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p> <p>第4 長期化に備えた動員体制の整備</p> <p>1 職員の動員体制</p> <p>市は、国、県及び関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。</p> <p>2 医療関係者の配置</p> <p>市は、長期間における災害対応において、職員の心身の状態を健全に維持するため、保健師、精神科医等の医療関係者の配置を検討する。</p>	
<p>(6) 複合災害に備えた体制</p> <p>国、地方公共団体等の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。</p> <p>国、地方公共団体等の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。</p>	<p>P.10-13,19,44,76,79-83</p>	<p>【第3章 第8節 複合災害に備えた体制の整備 冒頭,第2】</p> <p>県は国と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。</p> <p>また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うとともに、外部からの支援を早期に要請するものとする。</p> <p>2 人材及び防災資機材の確保等に係る連携</p> <p>県は、複合災害の発生により、防災活動に必要な人材及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、市町村及び九州電力と相互の連携を図るものとする。</p>	<p>【第3章 第7節 複合災害に備えた体制の整備 冒頭,第2】</p> <p>市は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うとともに、外部からの支援を早期に要請するものとする。</p> <p>第2 人員及び防災資機材の確保等に係る連携</p> <p>市は、複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人員及び防災資機材の確保等において、国、県、指定公共機関及び九州電力と相互の連携を図るものとする。</p>	<p>いちき串木野市：【第3章 第7節 複合災害に備えた体制の整備 冒頭,第2】</p> <p>阿久根市：【第3章 第6節 緊急事態応急体制の整備 12～13】</p> <p>鹿児島市：【第3章 第8節 複合災害に備えた体制の整備 冒頭,第2】</p> <p>出水市：【第3章 第8節 複合災害に備えた体制の整備 冒頭,第2】</p> <p>日置市：【第3章 第8節 複合災害に備えた体制の整備 冒頭,第2】</p> <p>始良市：【第3章 第7節 複合災害に備えた体制の整備 冒頭,第2】</p> <p>さつま町：【第3章 第8節 複合災害に備えた体制の整備 冒頭,2】</p> <p>長島町：【第2章 第11節 複合災害に備えた体制の整備 冒頭,2】</p>
<p>(7) 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>国、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、防災関係機関相互の連携体制を強化するため、応急活動及び復旧活動に関し、平常時より各機関間における連携を強化しておくものとする。特に、国〔原子力防災会議事務局〕、指定公共機関〔独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構〕及び関係機関は、原子力災害対策協議会を設け、連携強化を図るものとする。</p> <p>都道府県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>市町村は、都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>市町村は、屋内避難又は避難のための立退き等の勧告又は指示を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p>	<p>P.10-13,19,44,76,79-83</p>	<p>【第3章 第7節 緊急事態応急体制の整備 5～8】</p> <p>5 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、薩摩川内市、関係周辺市町、自衛隊、県警察、消防機関、第十管区海上保安本部、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、九州電力、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。</p> <p>6 警察災害派遣隊</p> <p>県警察は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し警察災害派遣隊の受入体制などの整備を図るものとする。</p> <p>7 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊</p> <p>県は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。</p> <p>8 自衛隊との連携体制</p> <p>県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の</p>	<p>【第3章 第6節 緊急事態応急体制の整備 第5～第8】</p> <p>第5 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、関係周辺市町、自衛隊、県警察、消防機関、串木野海上保安部、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、九州電力、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。</p> <p>第6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊</p> <p>市は、消防の応援について、消防相互応援体制を整備するとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受援体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。</p> <p>第7 自衛隊派遣要請</p> <p>市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等、必要な準備を整えておくものとする。また、知事に対して要請ができない場合には、その旨及び本市の災害の状況を防衛大臣又はその指名する者に通知する。また、適切な役割分担を図るとともに、自衛隊の災害派遣要請内容（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、平常時より関係部隊と調整を行うものとする。</p>	<p>いちき串木野市：【第3章 第6節 緊急事態応急体制の整備 第5～第8】</p> <p>阿久根市：【第3章 第6節 緊急事態応急体制の整備 5～8】</p> <p>鹿児島市：【第3章 第7節 緊急事態応急体制の整備 5～8】</p> <p>出水市：【第3章 第7節 緊急事態応急体制の整備 5～8】</p> <p>日置市：【第3章 第7節 緊急事態応急体制の整備 第5～第8】</p> <p>始良市：【第3章 第6節 緊急事態応急体制の整備 第5,第7,第8,第10】</p> <p>さつま町：【第3章 第7節 緊急事態応急体制の整備 5～8】</p> <p>長島町：【第2章 第6節 緊急事態応急体制の整備 5,6】</p>

<p>地方公共団体は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。市町村は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。都道府県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう配慮するものとする。</p> <p>地方公共団体及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。地方公共団体は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援について、応援協定の締結を促進するなど、体制の整備を図るものとする。</p> <p>(8) 都道府県等と自衛隊との連携体制</p> <p>都道府県等と自衛隊は、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図るものとする。その際、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等に努めるものとする。</p> <p>都道府県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>都道府県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、関係各部隊と事前に調整を行うものとする。</p>		<p>手順、連絡調整窓口連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の周知徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。また、適切な役割分担を図るとともに、自衛隊の災害派遣要請内容（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、平常時より関係部隊と調整を行うものとする。</p>		
<p>(9) 緊急事態応急対策等拠点施設の指定、整備</p> <p>国〔内閣府、原子力規制委員会〕は、原子力緊急事態宣言発出後に原子力災害現地対策本部を設置し、国、地方公共団体、原子力事業者等の関係機関が一堂に会し、情報の共有化を図り、関係機関が一体となった緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を実施するための対策拠点施設をあらかじめ指定するものとする。また、国、地方公共団体、原子力事業者等は、対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練等に活用するものとする。</p> <p>国〔内閣府、原子力規制委員会〕、地方公共団体及び原子力事業者は、平常時より協力して、それぞれの役割と責任に応じて、対策拠点施設及びその代替施設における応急対策の実施に必要な設備、資機材、資料等について適切に整備、維持及び管理するものとする。</p>	<p>P.10-13,19,44 76,79-83</p>	<p>【第3章 第7節 緊急事態応急体制の整備 11】</p> <p>県は、国と連携してオフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。</p>	<p>【第3章 第6節 緊急事態応急体制の整備 第9】</p> <p>市は、国及び県と連携し、オフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として、平常時から訓練を実施するとともに、市民等に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。</p>	<p>いちき串木野市：【第3章 第6節 緊急事態応急体制の整備 第9】 阿久根市： - 鹿児島市：【第3章 第7節 緊急事態応急体制の整備 11】 出水市： - 日置市：【第3章 第7節 緊急事態応急体制の整備 第9】 始良市：【第3章 第6節 緊急事態応急体制の整備 第11】 さつま町： - 長島町： -</p>

<p>(10) 緊急時モニタリング体制の整備 緊急時モニタリングについては、原子力規制委員会の統括の下、原子力規制委員会等関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等が実施するものとする。なお、上記以外の関係省庁（海上保安庁等）はその支援を行うものとする。</p> <p>地方公共団体は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援の下、平常時モニタリング（空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度、環境試料中の放射性物質の濃度）を適切に実施するとともに、原子力災害対策指針等に基づき、地域防災計画において緊急時モニタリング計画を策定し、モニタリングポストの整備・維持、モニタリング要員の確保等緊急時モニタリング体制の整備を図るものとする。なお、食品のモニタリングについては、緊急時モニタリング計画を策定する際、原子力災害対策指針及び関係省庁が定めるマニュアルを主たる根拠とする。</p>	P.65-71	<p>【第3章 第7節 緊急事態応急体制の整備 12】 県は、国及び九州電力と連携し、警戒事象又は特定事象の発生の通報があった場合は速やかに対応できるよう緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。</p>	<p>【第3章 第6節 緊急事態応急体制の整備 第10】 市は、県が実施する緊急時モニタリングへの要員派遣等の協力を行うための体制を整えるものとする。</p>	<p>いちき串木野市：【第3章 第6節 緊急事態応急体制の整備 第10】 阿久根市：【第3章 第6節 緊急事態応急体制の整備 9】 鹿児島市：【第3章 第7節 緊急事態応急体制の整備 12】 出水市：【第3章 第7節 緊急事態応急体制の整備 9】 日置市：【第3章 第7節 緊急事態応急体制の整備 第10】 始良市：【第3章 第6節 緊急事態応急体制の整備 第12】 さつま町：【第3章 第7節 緊急事態応急体制の整備 9】 長島町：【第2章 第6節 緊急事態応急体制の整備 8】</p>
<p>(11) 緊急時予測</p>	-	<p>(国において対応)</p>	-	-
<p>(12) 公衆の被ばく線量の把握体制 地方公共団体は、国（原子力規制委員会、内閣府）の支援を得て、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段的確保等、公衆の被ばく線量評価体制を整備するものとする。</p>	P.55-57,75,77	<p>【第3章 第7節 緊急事態応急体制の整備 14】 県は、国、市町村、九州電力及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。</p>	<p>【第3章 第6節 緊急事態応急体制の整備 第12】 市は、国、県、九州電力及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員の確保等）を行うものとする。</p>	<p>いちき串木野市：【第3章 第6節 緊急事態応急体制の整備 第12】 阿久根市：【第3章 第6節 緊急事態応急体制の整備 11】 鹿児島市：【第3章 第7節 緊急事態応急体制の整備 14】 出水市：【第3章 第7節 緊急事態応急体制の整備 11】 日置市：【第3章 第7節 緊急事態応急体制の整備 第12】 始良市：【第3章 第6節 緊急事態応急体制の整備 第12】 さつま町：【第3章 第7節 緊急事態応急体制の整備 11】 長島町：【第2章 第6節 緊急事態応急体制の整備 11】</p>
<p>(13) 専門家の派遣体制 地方公共団体は、原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え、国に対し事態の把握等のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続をあらかじめ定めておくものとする。</p>	P.12	<p>(国において実施)</p>	<p>【第3章 第6節 緊急事態応急体制の整備 第11】 市は、九州電力から警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し、事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続をあらかじめ定めておくものとする。</p>	<p>いちき串木野市：【第3章 第6節 緊急事態応急体制の整備 第11】 阿久根市：【第3章 第6節 緊急事態応急体制の整備 10】 鹿児島市：【第3章 第7節 緊急事態応急体制の整備 13】 出水市：【第3章 第7節 緊急事態応急体制の整備 10】 日置市：【第3章 第7節 緊急事態応急体制の整備 第11】 始良市：【第3章 第6節 緊急事態応急体制の整備 13】 さつま町：【第3章 第7節 緊急事態応急体制の整備 10】 長島町：【第2章 第6節 緊急事態応急体制の整備 10】</p>
<p>(14) 公共機関等の業務継続性の確保 地方公共団体等の防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実</p>	P.13	<p>【第3章 第14節 行政機能の移転及び業務継続計画の策定】 県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継</p>	<p>【第3章 第13節 行政機能の移転及び業務継続計画の策定】 市は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続</p>	<p>いちき串木野市：【第3章 第13節 行政機能の移転及び業務継続計画の策定】</p>

<p>施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。</p>		<p>続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。</p>	<p>のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の移転先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。</p>	<p>阿久根市：【第3章 第11節 行政機関の業務継続計画の策定】 鹿儿岛市：【第3章 第14節 行政機能の移転及び業務継続計画の策定】 出水市：【第3章 第14節 行政機能の移転及び業務継続計画の策定】 日置市：【第3章 第13節 行政機能の移転及び業務継続計画の策定】 始良市：【第3章 第13節 行政機能の移転及び業務継続計画の策定】 さつま町：【第3章 第14節 行政機関の業務継続計画の策定】 長島町：【第2章 第10節 行政機関の業務継続計画の策定】</p>
<p>2 避難収容及び情報提供活動関係 (1) 避難誘導 地方公共団体は、屋内退避及び避難誘導計画をあらかじめ策定するものとし、国〔原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、内閣府〕及び原子力事業者は、必要な支援を行うものとする。特に、PAZ内の地方公共団体（PAZを管轄に含む地方公共団体をいう。以下同じ。）においては、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ策定するものとする。また、原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）内の地方公共団体（UPZを管轄に含む地方公共団体をいう。以下同じ。）においても、広域避難計画を策定するものとする。 地方公共団体は、屋内退避、避難やスクリーニング等の場所・方法について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。 地方公共団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。 地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。 地方公共団体は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。 地方公共団体は、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するものとする。 地方公共団体は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。 市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。</p>	<p>P.19,24-26,28-40,42-44,48-50,52-53</p>	<p>【第3章 第9節 避難収容活動体制の整備 2,5~11】 2 避難計画の作成 県は、薩摩川内市、関係周辺市町に対し、国、関係機関及び九州電力の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の作成について支援するものとする。 (1) PAZ内の避難計画 ア 迅速な避難体制の構築 原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、原子力緊急事態宣言発出時には直ちにPAZ圏内の住民等の避難が可能な体制を構築するものとする。 イ 一時避難所の検討 PAZ内の住民等に係る防護措置については、避難することを原則とするが、避難が遅れた住民等のために、必要に応じて一時避難ができる施設について今後国の検討を踏まえ対応する。 (2) UPZ内の避難計画 原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定するものとする。 (3) 留意事項 避難先からの更なる避難を避けるため、避難先はUPZ外とする。また、県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。広域避難計画には、PAZ及びUPZの地区毎に集合場所、主要な避難経路（幹線道路）、避難所を明示する。 5 学校等施設における避難計画の整備 (1) 避難計画の作成 PAZ及びUPZ内の学校等施設の管理者は、県、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。 (2) 生徒等の保護者への引渡しに関するルールの整備</p>	<p>【第3章 第8節 避難収容活動体制の整備 第2,第5~第11】 第2 避難計画の作成等 市は、万一の災害に備え、市民等が混乱を起こすことなく避難等の指示にしたがって行動ができるよう、国、県、関係機関及び九州電力の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画を定めるものとする。 1 PAZ内の避難計画 (1) 迅速な避難体制の構築 原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、原子力緊急事態宣言発出時には直ちにPAZ内の市民等の避難が可能な体制を構築するものとする。 (2) 一時避難所の検討 PAZ内の市民等に係る防護措置については、避難することを原則とするが、避難が遅れた市民等のために、必要に応じて一時避難ができる施設について、今後、国の検討を踏まえ対応する。 2 UPZ内の避難計画 原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、あらかじめ広域避難計画を策定するものとする。 3 UPZ外の避難対策 UPZ外においても、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とする。 4 甑島における避難対策 UPZ内においては、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、島内のUPZ外への避難計画を作成するものとする。併せて、OILに基づく防護措置を実施するため、全島民の島外避難に備え、利用可能な船舶の把握のほか、配船計画の検討を行うものとする。 5 留意事項 (1) 避難先からの更なる避難を避けるため、UPZ外とする。 (2) 県及び市の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合には、国及び県が中心となって他都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。 (3) 地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の市民等の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。 (4) 広域避難計画には、PAZ及びUPZ内の地区毎に集合場所、主要</p>	<p>いちき串木野市：【第3章 第8節 避難収容活動体制の整備 第2,第5~第11】 阿久根市：【第3章 第7節 避難収容活動体制の整備 1,4~9】 鹿儿岛市：【第3章 第9節 避難収容活動体制の整備 2,5~10】 出水市：【第3章 第9節 避難収容活動体制の整備 2,5~10】 日置市：【第3章 第9節 避難収容活動体制の整備 第2,第5~第10】 始良市：【第3章 第8節 避難収容活動体制の整備 第2,第5~第10】 さつま町：【第3章 第9節 避難収容活動体制の整備 2,5~10】 長島町：【第2章 第7節 避難収容活動体制の整備 1,4~7】、【第2章 第15節 学校、医療機関等における避難計画の策定及び防災教育・訓練の実施 1】</p>

	<p>県は、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>6 不特定多数の者が利用する施設等における避難計画の整備 P A Z及びU P Z内の興行場、駅、ショッピングセンター、その他の不特定多数の者が利用する施設及び工場等事業所の管理者は、県、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、避難誘導に係る計画の作成に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画となるよう努めるものとする。</p> <p>7 住民等の避難状況の確認体制の整備 県は、薩摩川内市及び関係周辺市町が避難のための立ち退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう薩摩川内市及び関係周辺市町等に対し助言するものとする。</p> <p>8 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備 県は、国と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化が図れるよう努めるものとする。</p> <p>9 警戒区域を設定する市町への支援 県は、薩摩川内市及び関係周辺市町が警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画の策定を支援するものとする。</p> <p>10 避難場所・避難方法等の周知 (1) 避難場所等の周知 県は、薩摩川内市及び関係周辺市町に対し、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。 (2) 住民に提供する情報の整理 避難を迅速に実施するためには、具体的な避難計画を薩摩川内市、関係周辺市町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となることから、県は、国、薩摩川内市、関係周辺市町及び九州電力と連携のうえ、警戒事象及び特定事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。 (3) P A Z内の住民の円滑な避難への配慮 U P Zを含む市町は、P A Z内の住民に対して避難指示が出された際には、同時期に避難を開始して避難経路の交通渋滞を招くことを避けるなど、P A Z内の住民等が円滑に避難できるよう配慮することについて、日頃からU P Z内の住民に対して理解を求めものとする。</p> <p>11 避難のための輸送施設の整備 県は、住民等の避難誘導・移送を行うための道路、港湾及び漁港の整備に努めるとともに、薩摩川内市及び関係周辺市町に対しても、整備するよう助言するものとする。</p>	<p>な避難経路（幹線道路）、避難所を明示する。 (5) 避難計画（広域避難計画を含む。）を作成する際は、放射線の影響を受けやすい乳幼児等に配慮した計画とする。</p> <p>第5 学校等施設における避難計画の整備 1 避難計画の作成 P A Z及びU P Z内の学校等施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。 2 保護者への児童・生徒引渡ルールの整備 市は、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>第6 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備 P A Z及びU P Z内の駅、ショッピングセンターその他の不特定多数の者が利用する施設及び工場等事業所の管理者は、市、県及び関係周辺市町と連携し、避難誘導に係る計画の作成に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画となるよう努めるものとする。</p> <p>第7 市民等の避難状況の確認体制の整備 市は、避難のための立ち退き又は屋内への退避の勧告又は指示等を行った場合において、避難誘導責任者等からの報告、又は災害対策本部要員を現地に派遣する等により、市民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。</p> <p>第8 本市以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備 市は、県の支援のもと、本市以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を本市と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化が図れるよう努めるものとする。</p> <p>第9 警戒区域を設定する場合の計画の策定 市は、国と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。</p> <p>第10 避難場所・避難方法などの周知 1 避難場所等の周知 市は、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む）、屋内退避の方法等について、広報紙及びパンフレット等により、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。 2 市民等に提供する情報の整理 避難を迅速に実施するためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる市民等が共通して認識することが必要となることから、市は、国、県及び九州電力と連携の上、警戒事象及び特定事象発生後の経過に応じて周辺市民等に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、市民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。 3 P A Z内の市民等の円滑な避難への配慮 市は、P A Z内の市民等に対して避難指示が出された際に、U P Z内の市民等がP A Z内の市民等と同時に避難を開始して避難経路の交通渋滞を招くことを避けるなど、P A Z内の市民等が円滑に避難できるよう配慮することについて、日頃からU P Z内の市民等に対し</p>	
--	--	--	--

			<p>て理解を求めるものとする。</p> <p>第11 避難のための輸送施設の整備</p> <p>市は、県等と連携して、市民等の避難誘導・移送を行うための道路、港湾及び漁港の整備に努めるものとする。</p>	
<p>(2) 避難場所及び避難所</p> <p>市町村は、地域防災センター、コミュニティセンター等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>指定緊急避難場所については、市町村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。なお、風向等の気象条件により、避難場所が使用できなくなる可能性を考慮するものとする。</p> <p>指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定に当たっては、風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる可能性を考慮するものとする。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p>地方公共団体は、避難所として指定された建築物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</p> <p>地方公共団体は、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</p> <p>地方公共団体は、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>地方公共団体は、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>地方公共団体は、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。</p> <p>市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>都道府県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、</p>	<p>P.21,23,46,47,51,59</p>	<p>【第3章 第9節 避難収容活動体制の整備 3】</p> <p>3 避難所等の整備</p> <p>(1) 避難所等の整備</p> <p>ア 避難所の指定</p> <p>県は、薩摩川内市及び関係周辺市町に対し、学校やコミュニティセンター等公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング等の場所としてあらかじめ指定するよう助言するものとする。また、県は、避難所の指定の助言に当たっては、風向等の気象条件により避難所や避難経路が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、災害時要援護者等に十分配慮する。なお、必要に応じて国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。</p> <p>イ 避難所設備の整備</p> <p>避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。</p> <p>(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備</p> <p>県は、薩摩川内市及び関係周辺市町に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するものとする。また、県は、薩摩川内市及び関係周辺市町等と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保に努めるものとする。</p> <p>(3) コンクリート屋内退避体制の整備</p> <p>県は、薩摩川内市及び関係周辺市町に対し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査するとともに、具体的なコンクリート屋内退避体制を整備することについて助言するものとする。</p> <p>(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結</p> <p>県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等の整備に努めるものとする。</p> <p>(5) 応急仮設住宅等の整備</p> <p>県は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調査・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。</p> <p>(6) 救助に関する施設等の整備</p> <p>県は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めるものとする。</p> <p>(7) 被災者支援の仕組みの整備</p> <p>県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p> <p>(8) 避難場所における設備等の整備</p> <p>県は、国や市町村と連携しながら、避難場所において、必要な</p>	<p>【第3章 第8節 避難収容活動体制の整備 第3】</p> <p>1 避難所等の整備</p> <p>(1) 避難所の指定</p> <p>市は、学校やコミュニティセンター等公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング等の場所としてあらかじめ指定するものとする。また、避難場所の指定に当たっては、風向等の気象条件により避難場所や避難経路が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、災害時要援護者等に十分配慮する。なお、必要に応じて国、県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。</p> <p>(2) 避難施設の整備</p> <p>避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</p> <p>2 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備</p> <p>市は、消防局、県等と連携して、市民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。また、市は、県等と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保に努めるものとする。</p> <p>3 コンクリート屋内退避体制の整備</p> <p>市は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査するとともに、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努めるものとする。</p> <p>4 広域一時滞在に係る応援協定の締結</p> <p>市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を整備するものとする。</p> <p>5 応急仮設住宅等の整備</p> <p>市は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調査・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。</p> <p>6 救助に関する施設等の整備</p> <p>県は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めるものとする。</p> <p>7 被災者支援の仕組みの整備</p> <p>市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p> <p>8 避難場所における設備等の整備</p> <p>市は、国、県や他市町村と連携しながら、避難場所において、貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、テレビ、ラジオ等のほか、空調、洋式トイレなど傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した施設・設備についてあらかじめ整備し、必要に応じて直ちに輸</p>	<p>いちき串木野市：【第3章 第8節 避難収容活動体制の整備 第3】</p> <p>阿久根市：【第3章 第7節 避難収容活動体制の整備 2】</p> <p>鹿児島市：【第3章 第9節 避難収容活動体制の整備 3】</p> <p>出水市：【第3章 第9節 避難収容活動体制の整備 3】</p> <p>日置市：【第3章 第9節 避難収容活動体制の整備 第3】</p> <p>始良市：【第3章 第8節 避難収容活動体制の整備 第3】</p> <p>さつま町：【第3章 第9節 避難収容活動体制の整備 3】</p> <p>長島町：【第2章 第7節 避難収容活動体制の整備 2】</p>

<p>その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するものとする。</p> <p>都道府県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。</p>		<p>貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、テレビ、ラジオ等のほか、空調、洋式トイレなど傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等にも配慮した施設・設備についてあらかじめ整備し、必要に応じて直ちに輸送する体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(9) 物資の備蓄に係る整備</p> <p>県は、国や市町村と連携しながら、指定された避難場所又はその近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等に努めるものとする。</p>	<p>送する体制の整備に努めるものとする。</p> <p>9 物資の備蓄に係る整備</p> <p>市は、県と連携し、指定された避難場所又はその近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等に努めるものとする。</p>	
<p>(3) 避難行動要支援者名簿</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。</p> <p>市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>P.22</p>	<p>【第3章 第7節 避難収容活動体制の整備 4】</p> <p>4 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備</p> <p>(1) 災害時要援護者等避難支援計画等の整備</p> <p>県は、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など、災害時要援護者等及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。</p> <p>ア 情報の共有</p> <p>災害時要援護者等及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者等に関する情報を把握するとともに関係者との共有に努めるものとする。</p> <p>イ 情報伝達体制の整備</p> <p>災害時要援護者等及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、薩摩川内市、関係周辺市町及び関係機関等に対し、情報伝達体制の整備を支援するものとする。</p> <p>ウ 避難誘導体制等の整備</p> <p>避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。また、必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入れ体制の整備を支援するものとする。</p> <p>エ 避難支援計画等の整備</p> <p>薩摩川内市及び関係周辺市町に対し、災害時要援護者等避難支援計画等を整備することを助言するものとする。</p> <p>(2) 病院等医療機関の避難計画の整備</p> <p>ア 避難計画の作成</p> <p>P A Z及びU P Z内の病院等医療機関の管理者は、県、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>イ 医師会等との連携</p> <p>県は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ決めておくものとする。</p> <p>(3) 社会福祉施設の避難計画の整備等</p> <p>ア 避難計画の作成</p>	<p>【第3章 第8節 避難収容活動体制の整備 第4】</p> <p>1 災害時要援護者等避難支援計画等の整備</p> <p>市は、県の協力のもと、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など災害時要援護者等及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。</p> <p>(1) 情報の共有</p> <p>市は、災害時要援護者等及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、市民等、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者等に関する情報を把握するとともに、関係者との共有に努めるものとする。なお、市は、これらの検討を踏まえ、「薩摩川内市災害時要援護者避難支援計画」の整備に努める。</p> <p>(2) 情報伝達体制の整備</p> <p>市は、災害時要援護者等及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制の整備を整備するものとする。</p> <p>(3) 避難誘導体制等の整備</p> <p>市は、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に一層努めるものとする。また、必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入れ体制を整備するものとする。</p> <p>2 病院等医療機関の避難計画の整備</p> <p>(1) 避難計画の作成</p> <p>P A Z及びU P Z内の病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>(2) 医師会等との連携</p> <p>県は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ決めておくものとする。</p> <p>3 社会福祉施設の避難計画の整備等</p> <p>(1) 避難計画の作成</p> <p>P A Z及びU P Z内の介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。</p>	<p>いちき串木野市：【第3章 第8節 避難収容活動体制の整備 第4】</p> <p>阿久根市：【第3章 第7節 避難収容活動体制の整備 3】</p> <p>鹿児島市：【第3章 第7節 避難収容活動体制の整備 4】</p> <p>出水市：【第3章 第7節 避難収容活動体制の整備 4】</p> <p>日置市：【第3章 第7節 避難収容活動体制の整備 第4】</p> <p>始良市：【第3章 第7節 避難収容活動体制の整備 第4】</p> <p>さつま町：【第3章 第9節 避難収容活動体制の整備 4】</p> <p>長島町：【第2章 第7節 避難収容活動体制の整備 3】、【第2章 第15節 学校、医療機関等における避難計画の策定及び防災教育・訓練の実施 2,3】</p>

		<p>P A Z 及び U P Z 内の介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。</p> <p>イ 災害協定の締結等</p> <p>県は、P A Z 及び U P Z 内の社会福祉施設に対し、あらかじめ、県内や近隣県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定の締結を促進するよう努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等</p>	<p>(2) 災害協定の締結等</p> <p>県は、P A Z 及び U P Z 内の社会福祉施設に対し、あらかじめ、県内や近隣県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結を促進するよう努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。</p>	
<p>(4) 周辺住民等への的確な情報伝達活動関係</p> <p>国、地方公共団体及び原子力事業者は、周辺住民等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。</p> <p>国、地方公共団体及び原子力事業者は、情報収集事態（原子力施設等立地市町村で震度5弱及び震度5強が発生した事態（原子力施設等立地都道府県における震度が6弱以上であった場合を除く）をいう。以下同じ。）及び警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p> <p>国及び地方公共団体は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るものとする。</p> <p>国及び地方公共団体は、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化を図るものとする。</p> <p>国、指定公共機関及び地方公共団体は、原子力災害の特殊性に鑑み、要配慮者及び一時滞在者に対し災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>国、地方公共団体、放送事業者等は、被災者の危険回避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。</p> <p>国及び地方公共団体は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。</p> <p>放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。</p> <p>国、地方公共団体等は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、国民に対する普及啓発に努めるものとする。</p> <p>国、指定公共機関〔独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構〕及び地方公共団体は、住民からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ準備しておくものとする。</p>	<p>P.10-17,20,47-49</p>	<p>【第3章 第13節 住民等への的確な情報伝達体制の整備】</p> <p>1 住民等に提供すべき情報の整理</p> <p>県は、国、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、警戒事象又は特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応の段階や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。</p> <p>2 情報伝達体制の整備</p> <p>(1) 情報伝達施設・設備の整備</p> <p>県は、的確な情報を常に伝達できるよう、県防災行政無線、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。</p> <p>(2) 住民相談窓口の設置等</p> <p>県は、国、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。</p> <p>(3) 災害時要援護者等への情報伝達体制の整備</p> <p>県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者等及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(4) 多様なメディアの活用体制の整備</p> <p>県は、放送事業者、電気通信事業者、新聞社等の報道機関の協力の下、インターネット（ホームページ、電子メール、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等）、コミュニティFM放送、FM電波を利用した文字多重放送、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>【第3章 第12節 市民等への的確な情報伝達体制の整備】</p> <p>第1 市民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>1 市民等に提供すべき情報の整理</p> <p>市は、国及び県と連携し、警戒事象又は特定事象発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報について、災害対応の段階や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺市民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。</p> <p>2 情報伝達体制の整備</p> <p>(1) 情報伝達施設・設備の整備</p> <p>市は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、防災行政無線等の無線設備（戸別受信機を含む。）、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。</p> <p>(2) 市民相談窓口の設置等</p> <p>市は、国及び県と連携し、市民等からの問い合わせに対応する市民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。</p> <p>(3) 災害時要援護者等への情報伝達体制の整備</p> <p>市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者等及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(4) 多様なメディアの活用体制の整備</p> <p>市は、放送事業者、電気通信事業者、新聞社等の報道機関の協力のもと、インターネット（ホームページ・電子メール、ソーシャルメディア等）、コミュニティFM放送局、広報用電光掲示板、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>いちき串木野市：【第3章 第12節 市民等への的確な情報伝達体制の整備】</p> <p>阿久根市：【第3章 第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備】</p> <p>鹿児島市：【第3章 第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備】</p> <p>出水市：【第3章 第13節 住民等への的確な情報伝達体制の整備】</p> <p>日置市：【第3章 第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備】</p> <p>始良市：【第3章 第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備】</p> <p>さつま町：【第3章 第13節 住民等への的確な情報伝達体制の整備】</p> <p>長島町：【第2章 第9節 住民等への的確な情報伝達体制の整備】</p>

<p>国，地方公共団体及び原子力事業者は，平常時より周辺住民に対し，放射線防護等に関する正しい知識の普及・啓発に努めるものとする。</p>				
<p>3 緊急輸送活動関係</p> <p>地方公共団体は，多重化や代替性を考慮しつつ，災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路，港湾，漁港，飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル，卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。また，国及び地方公共団体は，これらを調整し，災害に対する安全性を考慮しつつ，関係機関と協議の上，緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに，指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>地方公共団体は，施設の管理者と連携をとりつつ，あらかじめ，臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上，緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに，これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう，関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また，災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか，通信機器等の必要な機材については，必要に応じ，当該地に備蓄するよう努めるものとする。</p> <p>警察庁，地方公共団体等は，信号機，情報板等の道路関連設備について，緊急時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。また，都道府県警察は，緊急時の交通規制を円滑に行うため，警備業者等との間に交通誘導の実施等の応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。</p> <p>国及び地方公共団体は，必要に応じ，緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加，物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施，物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。</p> <p>国及び地方公共団体は，物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化，物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援，緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p> <p>国及び地方公共団体は，輸送協定を締結した民間事業者等の車両については，緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され，発災後，当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから，民間事業者等に対して周知を行うとともに，自らも事前届出を積極的にするなど，その普及を図るものとする。</p>	<p>P.12,25,26,3-40,60</p>	<p>【第3章 第8節 緊急輸送活動体制の整備】</p> <p>1 専門家の移送体制の整備</p> <p>県は，国及び関係機関と協議し，放射線医学総合研究所，指定公共機関等からのモニタリング，医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き，空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ決めておくものとする。</p> <p>2 緊急輸送路の確保体制等の整備</p> <p>(2) 道路関連設備の整備</p> <p>県は，県の管理する情報板等の道路関連設備について，緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。県及び県警察は，国，薩摩川内市，関係周辺市町及び受入市町村の道路管理者等と協力し，緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため，被害状況や交通，気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い，緊急輸送の確保体制の充実に努めるものとする。</p>	<p>【第3章 第10節 緊急輸送活動体制の整備】</p> <p>第1 専門家の移送体制の整備</p> <p>市は，放射線医学総合研究所，指定公共機関等からのモニタリング，医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定手続き，空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には，これに協力するものとする。</p> <p>第2 緊急輸送路の確保体制等の整備</p> <p>市は，市の情報板等の道路関連設備について，緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。</p>	<p>いちき串木野市：【第3章 第10節 緊急輸送活動体制の整備】</p> <p>阿久根市：【第3章 第8節 緊急輸送活動体制の整備】</p> <p>鹿児島市：【第3章 第11節 緊急輸送活動体制の整備】</p> <p>出水市：【第3章 第11節 緊急輸送活動体制の整備】</p> <p>日置市：【第3章 第10節 緊急輸送活動体制の整備】</p> <p>始良市：【第3章 第10節 緊急輸送活動体制の整備】</p> <p>さつま町：【第3章 第11節 緊急輸送活動体制の整備】</p> <p>長島町：【第2章 第6節 緊急事態応急体制の整備 9】</p>
<p>4 救助・救急，医療及び消火活動関係</p> <p>(1) 救助・救急活動関係</p> <p>地方公共団体は，救助工作車，救急自動車，照明車等の車両，ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。その際，国は，整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。</p> <p>救助・救急関係省庁〔警察庁，防衛省，海上保安庁，消防庁〕，地方公共団体及び原子力事業者は，職員の安全確保を図りつつ，効率的な救助・救急活動を行うため，相互の連携体制の強化を図るとともに，職員の教育訓練を行い，救助・救急機能の強化を図るものとする。</p> <p>消防庁及び地方公共団体は，大規模・特殊災害に対応するため，高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに，先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。</p>	<p>P.55-57,78-83</p>	<p>【第3章 第9節 救助・救急，医療，消火及び防護資機材等の整備 1，2，4】</p> <p>1 救助・救急活動用資機材の整備</p> <p>県は，国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け，薩摩川内市及び関係周辺市町と協力し，必要な資機材の整備に努めるとともに，薩摩川内市及び関係周辺市町に対し，救助工作車，救急自動車等の整備に努めるよう助言するものとする。</p> <p>2 救助・救急機能の強化</p> <p>県は国と連携し，職員の安全確保を図りつつ，効率的な救助・救急活動を行うため，相互の連携体制の強化を図るとともに，職員の教育訓練を行い，救助・救急機能の強化を図るものとする。</p> <p>4 消火活動用資機材等の整備</p> <p>県は，平常時から薩摩川内市，関係周辺市町及び九州電力等と連携を図り，原子力発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため，消防水利の確保，消防体制の整備に助言するものとする。</p>	<p>【第3章 第11節 救助・救急，医療，消火及び防護資機材等の整備 第1，第2，第4】</p> <p>第1 救助・救急活動用資機材の整備</p> <p>市は，国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け，国，県と協力し，応急措置の実施に必要な救急救助用資機材，救助工作車，救急自動車等の整備に努めるものとする。</p> <p>第2 救助・救急機能の強化</p> <p>市は，県と連携し，職員の安全確保を図りつつ，効率的な救助・救急活動を行うため，職員の教育訓練を行い，救助・救急機能の強化を図るものとする。</p> <p>第4 消火活動用資機材等の整備</p> <p>市は，平常時から県，九州電力等と連携を図り，原子力発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため，消防水利の確保，消防体制の整備を行うものとする。</p>	<p>いちき串木野市：【第3章 第11節 救助・救急，医療，消火及び防護資機材等の整備 第1，第2，第4】</p> <p>阿久根市：【第3章 第9節 救助・救急，医療，消火及び防護資機材等の整備 1，2，4】</p> <p>鹿児島市：【第3章 第12節 救助・救急，医療，消火及び防護資機材等の整備 1，4，7】</p> <p>出水市：【第3章 第12節 救助・救急，医療，消火及び防護資機材等の整備 1，4，7】</p> <p>日置市：【第3章 第11節 救助・救急，医療，消火及び防護資機材等の整備 第1，第4，第7】</p> <p>始良市：【第3章 第11節 救助・救急，医療，消火及び防護資機材等の整備 第1，第2，第4】</p> <p>さつま町：【第3章 第12節 救助・救急，医療，消火及び防護資機材等の整備 第1，第2，第4】</p>

<p>(2) 医療活動関係</p> <p>原子力規制委員会は、地方公共団体と協力し、緊急被ばく医療体制の構築及び緊急被ばく医療派遣体制の整備・維持を行うものとする。その際、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制となるよう、厚生労働省と協力をするものとする。</p> <p>日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、地方公共団体及び原子力事業者は、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるとともに、内閣府は、地方公共団体の取組を支援するものとする。国〔原子力規制委員会、内閣府、厚生労働省〕は、地方公共団体が医療資機材等を整備する際には、整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。</p> <p>原子力規制委員会、地方公共団体は、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立病院機構、原子力事業者等と調整の上、原子力災害において、地域ごとに被ばく医療の中核的機能を担うための拠点となる被ばく医療機関を選定するなど、緊急被ばく医療体制の整備に努めるものとする。</p> <p>都道府県は、被ばく医療に係る医療チームが中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、被ばく医療に係る医療チームから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームへの一層の改善に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、原子力事業者及び関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。</p> <p>地方公共団体は、緊急被ばく医療及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう原子力事業者及び関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。</p>	P.72-77	<p>【第3章 第9節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 3】</p> <p>県は、国と協力し、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、広域的な被ばく医療体制を構築するとともに、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。</p>	<p>【第3章 第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 第3】</p> <p>市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。</p>	<p>長島町：【第2章 第8節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 1,2】</p> <p>いちき串木野市：【第3章 第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 第3】</p> <p>阿久根市：【第3章 第9節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 3】</p> <p>鹿児島市：【第3章 第12節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 3】</p> <p>出水市：【第3章 第12節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 3】</p> <p>日置市：【第3章 第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 第3】</p> <p>始良市：【第3章 第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 第3】</p> <p>さつま町：【第3章 第12節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 3】</p> <p>長島町：【第2章 第8節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 3】</p>
<p>(3) 安定ヨウ素剤関係</p> <p>地方公共団体は、原子力規制委員会の判断を踏まえ、速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう、事前配布の実施、避難経路近傍等における備蓄、緊急時の配布手段の準備などの必要な措置を講じるものとする。</p>	P.73-74	<p>【第3章 第9節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 3】</p> <p>(1) 医療活動用資機材等の整備</p> <p>県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。なお、安定ヨウ素剤については、薩摩川内市及び関係周辺市町と協力し、適時・適切な配布・服用を行うための平常時の配備や、緊急時の手順、体制の整備が必要であるが、当面は、県における備蓄と緊急時における配布手順などを明確にしておくものとする。なお、配布・服用方法等の具体的な在り方については、今後の国の動向等を踏まえて検討する。</p> <p>ア 安定ヨウ素剤の整備</p> <p>県は、人体に害を及ぼす放射性物質の一つである放射性ヨウ素が放出された緊急時に、安定ヨウ素剤を予防服用することにより、放射性ヨウ素による内部被ばくの低減を図るため、薩摩川内市及び関係周辺市町と協力し、安定ヨウ素剤を整備する。</p> <p>(ア) 必要数量及び配布体制の整備</p> <p>避難住民の人口を基に、必要数量を整備する。</p> <p>a 安定ヨウ素剤は、薩摩川内市、関係周辺市町、保健所等において保管・管理し、原子力発電所で事故が発生し、放射性ヨウ素による内部被ばくの恐れがある場合には、安定ヨウ素剤を服用できるよう体制を整備する。</p> <p>b 安定ヨウ素剤の整備状況及び配布方法については、防災訓練等を通じて関係者をはじめ地域住民への周知を図る。</p> <p>(イ) 配布場所や服用方法等の周知</p>	<p>【第3章 第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 第3】</p> <p>安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うための平常時の配備や、緊急時の手順、体制が必要であるが、当面は、県における備蓄と緊急時における配布手順などを明確にしておくものとする。なお、配布・服用方法等の具体的な在り方については、今後の国の動向等を踏まえて検討する。</p>	<p>いちき串木野市：【第3章 第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 第3】</p> <p>阿久根市：-</p> <p>鹿児島市：【第3章 第12節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 3】</p> <p>出水市：【第3章 第12節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 3】</p> <p>日置市：【第3章 第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 第3】</p> <p>始良市：【第3章 第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 第3】</p> <p>さつま町：【第3章 第12節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 3】</p> <p>長島町：-</p>

		<p>配布場所及び年齢によって異なる服用量及び服用の留意点については、対象住民に対して、あらかじめ周知を十分図る。</p> <p>a 服用指示等が迅速かつ確実に伝達できるよう、情報連絡体制を薩摩川内市及び関係周辺市町等とともに整備する。</p> <p>b 配布場所や服用方法等について、県・市町広報紙や防災訓練等を通じて周知の徹底を図る。</p>		
<p>(4) 消火活動関係</p> <p>地方公共団体は、平常時から原子力事業者等と連携を図り、原子力事業所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。</p>	P.79	<p>【第3章 第9節 救助・救急,医療,消火及び防護資機材等の整備 4】</p> <p>県は、平常時から薩摩川内市、関係周辺市町及び九州電力等と連携を図り、原子力発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に助言するものとする。</p>	<p>【第3章 第11節 救助・救急,医療,消火及び防護資機材等の整備 第4】</p> <p>市は、平常時から県、九州電力等と連携を図り、原子力発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。</p>	<p>いちき串木野市：【第3章 第11節 救助・救急,医療,消火及び防護資機材等の整備 第4】</p> <p>阿久根市：【第3章 第9節 救助・救急,医療,消火及び防護資機材等の整備 4】</p> <p>鹿児島市：【第3章 第12節 救助・救急,医療,消火及び防護資機材等の整備 4】</p> <p>出水市：【第3章 第12節 救助・救急,医療,消火及び防護資機材等の整備 4】</p> <p>日置市：【第3章 第11節 救助・救急,医療,消火及び防護資機材等の整備 第4】</p> <p>始良市：【第3章 第11節 救助・救急,医療,消火及び防護資機材等の整備 第4】</p> <p>さつま町：【第3章 第12節 救助・救急,医療,消火及び防護資機材等の整備 4】</p> <p>長島町：-</p>
<p>5 防災業務関係者の安全確保関係</p> <p>国及び地方公共団体は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための防災資機材をあらかじめ整備するものとする。</p> <p>国、地方公共団体及び原子力事業者は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>国、地方公共団体及び原子力事業者は、防災業務関係者に対し、安全確保に関する必要な研修、教育訓練を行うものとする。</p>	P.55-57	<p>【第3章 第9節 救助・救急,医療,消火及び防護資機材等の整備 5】、【第3章 第16節 防災業務関係者の人材育成】</p> <p>5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備</p> <p>(1) 資機材の計画的な整備</p> <p>県は、国、薩摩川内市及び関係周辺市町と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を計画的に整備するものとする。</p> <p>(2) 関係機関との情報交換</p> <p>県は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、薩摩川内市、関係周辺市町及び九州電力と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>県は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について、防災業務関係者を対象に研修を実施するものとする。研修成果については、訓練等において具体的に確認するとともに、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実に努めるものとする。</p>	<p>【第3章 第11節 救助・救急,医療,消火及び防護資機材等の整備 第5】、【第3章 第15節 防災業務関係者の人材育成】</p> <p>第5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備</p> <p>1 資機材の計画的な整備</p> <p>市は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材等を計画的に整備するものとする。</p> <p>2 関係機関との情報交換</p> <p>市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び九州電力と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>第1 防災業務関係者の人材育成</p> <p>市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について、防災業務関係者を対象に研修を実施するものとする。研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実に努めるものとする。</p>	<p>いちき串木野市：【第3章 第11節 救助・救急,医療,消火及び防護資機材等の整備 第5】、【第3章 第15節 防災業務関係者の人材育成】</p> <p>阿久根市：【第3章 第9節 救助・救急,医療,消火及び防護資機材等の整備 5】、【第3章 第13節 防災業務関係者の人材育成】</p> <p>鹿児島市：【第3章 第12節 救助・救急,医療,消火及び防護資機材等の整備 5】、【第3章 第16節 防災業務関係者の人材育成】</p> <p>出水市：【第3章 第12節 救助・救急,医療,消火及び防護資機材等の整備 5】、【第3章 第16節 防災業務関係者の人材育成】</p> <p>日置市：【第3章 第11節 救助・救急,医療,消火及び防護資機材等の整備 第5】、【第3章 第15節 防災業務関係者の人材育成】</p> <p>始良市：【第3章 第11節 救助・救急,医療,消火及び防護資機材等の整備 5】、【第3章 第15節 防災業務関係者の人材育成】</p> <p>さつま町：【第3章 第12節 救助・救急,医療,消火及び防護資機材等の整備 5】、【第3章 第16節 防災業務関係者の人材育成】</p> <p>長島町：【第2章 第8節 救助・救急,医療,消火及び防護資機材等の整備 4】、【第2章 第13節 防災業務関係者に対する研修及び人材育成】</p>
<p>6 物資の調達,供給活動関係</p> <p>国、関係地方公共団体及び原子力事業者は、大規模な原子力災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくものと</p>	P.55-62	<p>【第3章 第9節 救助・救急,医療,消火及び防護資機材等の整備 6】</p> <p>(1) 物資の調達等体制の整備</p> <p>調達等体制の整備</p> <p>県は、国、薩摩川内市、関係周辺市町及び九州電力と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料そ</p>	<p>【第3章 第11節 救助・救急,医療,消火及び防護資機材等の整備 第6】</p> <p>1 物資の調達等体制の整備</p> <p>(1) 調達等体制の整備</p> <p>市は、国、県及び九州電力と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も</p>	<p>いちき串木野市：【第3章 第11節 救助・救急,医療,消火及び防護資機材等の整備 第6】</p> <p>阿久根市：【第3章 第9節 救助・救急,医療,消火及び防護資機材等の整備 6】</p>

<p>する。</p> <p>国、地方公共団体及び原子力事業者等は、備蓄を行うに当たって、大規模な原子力災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>国及び地方公共団体は、備蓄拠点を輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。</p> <p>国及び都道府県は、災害の規模等に鑑み、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など供給の仕組みの整備を図るものとする。</p>		<p>他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。</p> <p>物資の備蓄等</p> <p>備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。</p> <p>(2) 物資の備蓄等</p> <p>市は、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 物資の緊急輸送活動体制の整備</p> <p>市は、国、県と連携の上、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。</p>	<p>鹿児島市：【第3章 第12節 救助・救急，医療，消火及び防護資機材等の整備 6】</p> <p>出水市：【第3章 第12節 救助・救急，医療，消火及び防護資機材等の整備 6】</p> <p>日置市：【第3章 第11節 救助・救急，医療，消火及び防護資機材等の整備 第6】</p> <p>始良市：【第3章 第11節 救助・救急，医療，消火及び防護資機材等の整備 第6】</p> <p>さつま町：【第3章 第12節 救助・救急，医療，消火及び防護資機材等の整備 6】</p> <p>長島町：【第2章 第8節 救助・救急，医療，消火及び防護資機材等の整備 5】</p>
<p>7 海外等からの支援の受入活動関係</p>	<p>-</p>	<p>(国において対応)</p>		
<p>8 防災関係機関等の防災訓練等の実施</p> <p>国、地方公共団体、原子力事業者等の関係機関等は、国〔原子力防災会議事務局，原子力規制委員会〕が策定する総合的な防災訓練の実施についての計画に基づいて、住民の参加を考慮した防災訓練を共同して実施するものとする。また、地方公共団体、原子力事業者等は、総合的な防災訓練のほか、通報、モニタリング、緊急被ばく医療等の防災活動の各要素ごと、地域ごとに定期的に訓練を実施することが必要であり、これに実動機関を含む関係機関等は積極的な支援を行うものとする。</p> <p>国〔原子力規制委員会，原子力防災会議事務局〕，地方公共団体，原子力事業者等が訓練を行うに当たっては、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練，訓練開始時間を知らせずに行う訓練，机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。</p> <p>国〔原子力規制委員会，原子力防災会議事務局〕，地方公共団体，原子力事業者等は、訓練後には専門家の評価も活用し、課題等を明らかにし、必要に応じ、防災訓練計画やマニュアルの改善等を行うものとする。</p> <p>国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリング及び緊急被ばく医療の必要性、大気中放射性物質拡散計算システムの機能や役割など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、防災業務関係者に対する研修の充実・強化に努めるものとする。</p>	<p>P.83</p>	<p>【第3章 第17節 防災訓練等の実施】</p> <p>1 訓練計画の策定</p> <p>(1) 県の訓練計画</p> <p>県は、国、九州電力等関係機関の支援のもと、薩摩川内市及び関係周辺市町、自衛隊等と連携し、次に掲げる防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。</p> <p>災害対策本部等の設置運営訓練 オフサイトセンターへの参集，立ち上げ，運営訓練 緊急時通信連絡訓練 緊急時モニタリング訓練 気象予測及び大気中拡散予測の活用訓練 緊急被ばく医療訓練 周辺住民に対する情報伝達訓練 周辺住民避難訓練 人命救助活動訓練</p> <p>(2) 国の総合的な防災訓練計画</p> <p>県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急被ばく医療，緊急時モニタリング，住民避難及び住民に対する情報提供等に関して県が行うべき防災対策について、訓練シナリオを作成するなど、国の訓練の実施計画の企画立案に協力するものとする。</p> <p>2 訓練の実施</p> <p>(1) 要素別訓練等の実施</p> <p>県は、計画に基づき、国、自衛隊、九州電力等関係機関と連携して、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施するものとする。</p> <p>(2) 総合的な防災訓練の実施</p> <p>県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて、必要に応じ住民の協力を得て、国、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力等関係機関と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。</p> <p>(3) 自衛隊と共同の防災訓練</p> <p>県は、自衛隊と共同の防災訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>3 実践的な訓練の実施と事後評価</p>	<p>【第3章 第16節 防災訓練等の実施】</p> <p>第1 訓練計画の策定</p> <p>1 訓練計画の策定</p> <p>(1) 市の訓練計画</p> <p>市は、国、県、九州電力等関係機関の支援のもと、薩摩川内市及び関係周辺市町、自衛隊等と連携し、次に掲げる防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。</p> <p>災害対策本部等の設置運営訓練 オフサイトセンターへの参集，立ち上げ，運営訓練 緊急時通信連絡訓練 緊急時モニタリング訓練 気象予測及び大気中拡散予測の活用訓練 緊急被ばく医療訓練 周辺住民に対する情報伝達訓練 周辺住民避難訓練 人命救助活動訓練</p> <p>(2) 国の総合的な防災訓練計画への協力</p> <p>市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条の規定に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、市民等の避難及び市民等に対する情報提供等に関して市が行うべき防災対策について訓練シナリオを作成するなど、国の訓練の実施計画の企画立案に協力するものとする。</p> <p>第2 訓練の実施</p> <p>1 要素別訓練等の実施</p> <p>市は、計画に基づき、国、県、九州電力等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと、又は要素を組み合わせた訓練を定期的に実施するものとする。</p> <p>2 総合的な防災訓練の実施</p> <p>市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条の規定に基づき行う総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて、必要に応じ市民等の協力を得て、国、県、九州電力等防災関係機関と共同して、総合的な防災訓練を実施するものとする。</p> <p>第3 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>1 実践的な訓練</p> <p>市は、訓練を実施するに当たり、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練，訓練開始時間を知らせずに行う訓練，机上において想定事</p>	<p>いちき串木野市：【第3章 第16節 防災訓練等の実施】</p> <p>阿久根市：【第3章 第14節 防災訓練等の実施】</p> <p>鹿児島市：【第3章 第17節 防災訓練等の実施】</p> <p>出水市：【第3章 第17節 防災訓練等の実施】</p> <p>日置市：【第3章 第16節 防災訓練等の実施】</p> <p>始良市：【第3章 第16節 防災訓練等の実施】</p> <p>さつま町：【第3章 第17節 防災訓練等の実施】</p> <p>長島町】第2章 第14節 防災訓練等の実施】</p>

	<p>(1) 実践的な訓練の実施 県は、訓練を実施するにあたり、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時刻を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 訓練の評価と防災体制の改善 県は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国、市町村、九州電力等関係機関と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。なお、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。</p>	<p>故に対する対応や判断を試す訓練等、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。</p> <p>2 訓練の評価と防災体制の改善 市は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国、九州電力等関係機関と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。なお、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。</p>	
--	--	---	--